

愛宕山こどもの国中継ポンプ室給水ポンプユニット取替修繕工事
に係る入札説明書

令和7年10月

山梨県

目 次

- 1 一般競争入札に付する事項
- 2 一般競争入札の参加資格
- 3 入札説明書の交付
- 4 入札参加資格の確認
- 5 入札参加資格審査結果の通知
- 6 現地説明会
- 7 質問及び回答
- 8 入札手続き等に関する事項
- 9 無効の入札書
- 10 落札者の決定
- 11 入札保証金及び契約保証金
- 12 契約等に関する事項
- 13 その他

◇入札説明書添付書類◇

- 1 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- 2 入札参加者概要表（様式第2号）
- 3 誓約書（様式第3号）
- 4 役員名簿（様式第4号）
- 5 質問票（様式第5号）
- 6 入札書（様式第6号）
- 7 委任状（様式第7号）
- 8 入札辞退届（様式第8号）
- 9 特記仕様書
- 10 建設工事請負契約書（案）
- 11 建設工事請負契約約款
- 12 設計図書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）、本件に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、山梨県が発注する一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

（1）業務名

愛宕山こどもの国中継ポンプ室給水ポンプユニット取替修繕工事

（2）業務場所

甲府市愛宕町358-1（山梨県立愛宕山こどもの国内）

（3）業務内容

故障した中継ポンプ室の機能復旧に必要となる給水ポンプユニットの取替工事を行う。

- ・給水ポンプユニットの取替
- ・給水ポンプユニットの取替に伴い必要となる工事 一式

※詳細は仕様書に記載

（4）業務実施期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

2 一般競争入札の参加資格

入札公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間（（4）、（5）及び（7）にあつては、それぞれ当該（4）、（5）及び（7）に定める期間）に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当せず、かつ、同条第2項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（2）山梨県公共事業ポータルサイト「有資格者名簿（管工事業）」に登載されていること。

（3）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

（4）公告の日の6月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

（5）公告の日の2年前の日から契約を締結する日までの期間に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

（6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平

成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

(7) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成 26 年 4 月 1 日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成 26 年 2 月 3 日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(8) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(9) 公告の日の 1 月前の日から契約を締結する日までの期間に山梨県発注工事において 5.5 点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、5.5 点未満のなかで工事成績採点検査項目の法令遵守における 1 から 4 までに該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が 5.5 点以上の者は参加することができる。

(10) 山梨県内に、本社(店)、支社(店)又は営業所を有する者であること。

(11) 甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定を受けていること。

3 入札説明書の交付

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 県庁本館 5 階

山梨県総合県民支援局子育て・次世代サポート課子育て支援担当

電話番号 055-223-1456

メールアドレス kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

県ホームページからダウンロード

4 入札参加資格の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格を有することを証明するため、一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式第 1 号。以下「申請書」という。)を入札公告の翌日から令和 7 年 10 月 28 日(火)までの県の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までに持参又は書留郵便により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書は返却しない。

(1) 申請書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和 7 年 10 月 28 日(火) 午後 5 時まで

※書留郵便により提出する場合も、令和 7 年 10 月 28 日(火) 午後 5 時までに必着すること

イ 提出場所

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 山梨県庁本館 5 階

山梨県総合県民支援局子育て・次世代サポート課子育て支援担当

電話番号 ０５５－２２３－１４５６

(2) 提出書類

申請書に次の書類を添付すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 入札参加者概要表（様式第２号）

イ 誓約書（様式第３号）

ウ 役員名簿（様式第４号）

5 入札参加資格審査結果の通知

(1) 入札参加資格確認の結果を電子メール又はFAXにより通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。

また、説明を求める場合は、令和７年１０月２９日（水）午後５時までに山梨県知事あての書面（様式は任意）を山梨県子育て支援局子育て政策課に持参して行わなければならない。

なお、郵送または電送によるものは受け付けない。理由は書面により回答する。

(3) 苦情の申し立て

入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、受理した日から１０日以内に山梨県政府調達苦情検討委員会に、書面により苦情を申し立てることができる。

6 現地説明会

令和７年１０月２３日（木）午後２時から１の（２）の場所において現地説明会を実施する。参加を希望する者は、令和７年１０月２２日（水）午後１時までに３の（１）の場所に電話連絡すること。

なお、参加を希望する者がいない場合は、現地説明会を行わない。

7 質問及び回答

別紙様式第５号を用いること。

(1) 質問方法及び質問送付先

電子メールによるものとする。なお、メール送信後は必ず電話にて受信を確認すること。

山梨県総合県民支援局子育て・次世代サポート課子育て支援担当

メールアドレス kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

電話番号 ０５５－２２３－１４５６

(2) 質問の受付期間

入札公告の日の翌日から令和７年１０月２７日（月）午後５時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、入札参加資格確認申請書の提出を行った全ての者に対し電子メールにて送信する。

(4) 質問に対する回答期限

令和7年10月28日(火)午後5時とする。

8 入札手続き等に関する事項

入札者又はその代理人は、「入札説明書」を熟覧のうえ、入札しなければならない。入札後、入札説明書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月30日(木)午前10時

イ 場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館2階子育て会議室

(2) 入札者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式第6号による入札書を提出しなければならない。なお、郵送による入札は認めないものとする。

ア 入札金額

入札金額の最上位の位の左側の欄には「¥」マークを記入すること。

イ 入札回数

ウ 入札年月日

エ 入札者本人の住所、氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)及び押印。
(外国人の場合は署名を含む。以下同じ。)ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。

オ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。

カ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分について押印をしなければならない。ただし、金額部分については訂正を認めない。

(4) 入札金額及び消費税

ア 入札者又はその代理人の入札金額は、本業務に係る諸費用の総額とする。

イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札及び開札

ア 入札者又はその代理人は、その提出した入札書に書換え、引換え又は撤回することができない。

イ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執

行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し又はこれを中止することがある。

ウ 開札には、入札者又はその代理人が出席しなければならない。ただし、入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）が認めた場合は、入札執行事務に係らない職員を立ち会わせてこれを行う。

エ 入札場には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及びウの立ち会い職員以外の者は入場することができない。

オ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。

カ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書及び当該入札への参加資格を有することを証した書類を提示するとともに、代理人においては、委任状（別紙様式第7号）を提出しなければならない。

キ 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。

ク 入札場において、次の各号に掲げる事項に該当する者は当該入札場から退去させる。

（ア）公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

（イ）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

ケ 入札者又はその代理人は、当該入札について他の競争参加者の代理人となることができない。

コ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札とする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合（出席していない入札者又はその代理人が再度入札を辞退した場合を含む。）にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

サ 入札の回数は2回を限度とし、落札者がいないときは、最低入札価格者と協議することとする。

9 無効の入札書

（1）入札参加資格のない者の提出した入札書。

（2）入札の件名、入札金額のない入札書。

（3）入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（ただし、代理人が入札する場合は、入札者本人の押印は不要とする。）。

（4）代理人が入札する場合は、入札者本人の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。なお、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認された場合を除く。

（5）入札の件名の表示に重大な誤りのある入札書。

（6）入札金額の記載が不明確な入札書。

（7）入札金額を訂正した入札書。

- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。
- (9) 当該入札に対する同一人の2つ以上の入札書。
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札書。
- (11) 山梨県財務規則第129条各号のいずれかに該当する入札書。

10 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席していない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定した場合、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、山梨県財務規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約日に納付すること。
ただし、山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は、これを免除するものとする。
免除を希望する場合は、その旨の書面を提出すること。

12 契約等に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手が決定したときは、当該契約の相手方に落札決定の通知をした日から起算して7日以内(県の休日を除く。)に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに山梨県知事が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において山梨県知事が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 山梨県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないもの

とする。

(6) 契約条項

別添「建設工事請負契約書（案）」のとおり。

1 3 その他

(1) 入札者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札書が無効となった者は、当該入札に再度参加することはできない。

(3) 入札書の宛名は、山梨県知事とすること。

(4) 提出された書類などは、一切返却しない。

(5) 入札参加の辞退

申請書を提出後、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式第8号）を提出すること。

(6) 落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合には契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。